

第七十七回国会 衆議院 法務委員会議録 第八号

昭和五十一年五月十一日(火曜日)

午前十時十四分開議

出席委員

委員長 大竹 太郎君

理事 小島 徹三君

理事 田中伊三次君

理事 稲葉 誠一君

理事 諫山 博君

大石 千八君

二階堂 進君

松永 光君

中澤 茂一君

八百板 正君

正森 成二君

山田 太郎君

稲富 稜人君

出席國務大臣

法務大臣 稻葉 修君

出席政府委員

法務政務次官 中山 利生君

法務大臣官房長 藤島 昭君

法務省刑事局長 安原 美穂君

委員外の出席者

議員 稲葉 誠一君

最高裁判所事務総局刑事局長 岡垣 敷君

法務委員会調査室長 家司 吉己君

委員の異動

五月十一日

補欠選任

早川 崇君

青柳 盛雄君

佐々木良作君

大石 千八君

正森 成二君

小沢 貞孝君

同日

補欠選任

大石 千八君

正森 成二君

小沢 貞孝君

同日

補欠選任

稲富 稜人君

同日

五月十日

最高裁判所裁判官国民審査法の改正に関する諸

願(諫山博君紹介)(第四二〇二号)

同(青柳盛雄君紹介)(第四二〇三号)

同(荒木宏君紹介)(第四二〇四号)

同(石母田達君紹介)(第四二〇五号)

同(梅田勝君紹介)(第四二〇六号)

同(浦井洋君紹介)(第四二〇七号)

同(金子満広君紹介)(第四二〇八号)

同(神崎敏雄君紹介)(第四二〇九号)

同(木下元二君紹介)(第四二一〇号)

同(栗田翠君紹介)(第四二一一号)

同(小林政子君紹介)(第四二一二号)

同(紺野与次郎君紹介)(第四二一三号)

同(柴田陸夫君紹介)(第四二一四号)

同(庄司幸助君紹介)(第四二一五号)

同(瀧崎博義君紹介)(第四二一六号)

同(瀧長亀次郎君紹介)(第四二一七号)

同(田代文久君紹介)(第四二一八号)

同(田中美智子君紹介)(第四二一九号)

同(多田光雄君紹介)(第四二二〇号)

同(津金佑近君紹介)(第四二二一号)

同(津川武一君紹介)(第四二二二号)

同(寺前巖君紹介)(第四二二三号)

同(土橋一吉君紹介)(第四二二四号)

同(中川利三郎君紹介)(第四二二五号)

同(中路雅弘君紹介)(第四二二六号)

同(中島武敏君紹介)(第四二二七号)

同(野間友一君紹介)(第四二二八号)

同(林百郎君紹介)(第四二二九号)

同(東中光雄君紹介)(第四二三〇号)

同(平田藤吉君紹介)(第四二三一号)

同(不破哲三君紹介)(第四二三二号)

同(正森成二君紹介)(第四二三三号)

同(増本一彦君紹介)(第四二三四号)

同(松本善明君紹介)(第四二三五号)

同(三浦久君紹介)(第四二三六号)

同(三谷秀治君紹介)(第四二三七号)

同(村上弘君紹介)(第四二三八号)

同(山原健二郎君紹介)(第四二二九号)

同(米原昶君紹介)(第四二四〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出

第二九号)

民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三

〇号)

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する

法律案(稲葉誠一君外二名提出、衆法第三号)

〇大竹委員長 これより会議を開きます。

お諮りいたします。

最高裁判所岡垣刑事局長から出席説明の要求が

ありますので、これを承認するに御異議ありません

か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〇大竹委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〇大竹委員長 刑事訴訟法の一部を改正する法律

案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。稲葉誠一君。

〇稲葉(誠)委員 刑事訴訟法の一部を改正する法

律案、これについては当然予算を伴うものと考え

られますので、七千万円の予算が計上されている

というのですが、どこにどうふうふうに計上され

ておって、その内訳はどうかということをお聞

け願いたします。

〇岡垣最高裁判所長官代理人 裁判費の中に刑事

補償に関する費用が計上されてございますが、こ

の費用補償は、裁判所としましては初めてできる

制度でございます。それで四十九年度の事件につ

きましては、一々無罪の事件についてどれくらい

出頭した日にかがあるのか、旅費はどれくらいか

かかっていくのか、そういうことをみんな洗い上げ

まして、それを積算いたしますと大体年間一億ぐ

らいになるわけでございます。それを今度の場合

は大体七月から以降になるという見込みでもつ

て、予算は七月からの分を要求しております。

それは法案が成立した後、その執行までにはや

はりいろいろな準備が必要でございますので、そ

の準備の関係で七月以降。そうしますと、大体四

分の三になるわけでございます。それで一審の無

罪確定分としまして五千五百二十七千円、それ

から一審無罪、控訴棄却分としまして百三十五万

五千円、それから一審有罪、控訴無罪分としまし

て千二百八十八万四千円、それから上告審の破棄

自判、無罪確定分としまして八十三万三千円、合

計七千九百九千円というものを要求してござい

ます。

以上でございます。

〇稲葉(誠)委員 それは刑事補償という形で入っ

ているのですか。これはどういうわけなんです

か。刑事補償ではないのじゃないですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 おっしゃったとおり、刑事補償と今度の費用補償と違うわけでございませうけれども、まあ補償ということで同じ項目の中に入れておるといふわけでございませう。

○稲葉(誠)委員 そうすると、あと法務省に聞くのですが、これは本質的には刑事補償の一つの形態だといふふうに見てよろしいわけですか。

○安原政府委員 刑事補償法による刑事補償ではないことは明らかでございますが、刑事に関する補償という意味においてその中に入っておるのではないかと思ひます。いずれにいたしましても、大蔵省が予算会計上の便宜からさうなところの一まとめにしておるものと思つておられます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、刑事補償法の場合には、免訴または公訴棄却の裁判が確定した場合において、もし免訴または公訴棄却の裁判をすべき事由がなかつたならば無罪の判決を受けるべきものと認められる十分な理由があるときも同様だ、これは二十五条でしたら、そういう条文があるわけですね。これはどういふ経過からこの条文が入つたわけですか。これは聞くところによると、衆議院で修正の意見が出て修正案は出なかつたけれども、参議院で修正されたといふふうに入つておるわけですか。

○安原政府委員 大体的経過はいま稲葉委員御指摘のとおりでございます。この法案が審議されました昭和二十四年当時の第六回国会におきましては、委員会の審議の過程で、衆議院の場合は、いま御指摘のような免訴、公訴棄却の場合も補償の対象とすべきであるという意見が出ましたが、政府原案のまま衆議院は可決されました。参議院に参りましてから参議院の審査の過程で修正案が出まして、現行の二十五条どおりの修正案が参議院で修正可決されました。そして衆議院に回付されて、衆議院で昭和二十四年の十二月三日に現行法どおりの修正案を可決したものでございます。結局、いろいろの意見もございませうが、要するに、刑事補償の対象となる無罪となつた者の未決

の拘禁または刑の執行に伴う補償としては、実質無罪であることが明らかであれば、免訴、公訴棄却の場合にも補償するのが公平の精神にかなうのではないかとということであつたように理解いたしておられます。

○稲葉(誠)委員 法令の精神にかなうのではないかと申して、かなうからさうなつたのでしょう、言葉じりはどうでもいふけれども。

そこで、免訴または公訴棄却といふふうなことで、いままで刑事補償法の二十五条による補償、これが具体的になされたのはどの程度あるのですか。四、五件あるような話も聞くし、どうも全部のものを法務省の方としては出さないので、一部のものをだけ何か例を出しておるのかもわかりませんが、どの程度あります。具体的にどんなことで、どの程度の金額が出されておるわけですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 私どもの現在手元にごさいます資料で申し上げますと、免訴または公訴棄却の裁判を受けた者からの刑事補償が認められた例で、昭和三十八年以降五十年までのものでございませうけれども、それで見ますと、件数では八件でございませう。請求人員は二十六名ございませう。

その内容を個々別々に申し上げましょうか。

○稲葉(誠)委員 ええ、簡単に……。

○岡垣最高裁判所長官代理者 そうしますと、最初は三十八年の十月二十九日に東京高裁で、いわゆる幸浦事件と言われる強盗殺人事件がございませうが、これに対する補償がございませう。それでこの補償の内容は、これは総額で百七十六万七千六百円となつておられます。それからその次は、昭和四十年六月十日に東京高裁の決定がございませう。これは殺人等の事件でございませうが、これに対しては総額で二十三万八千八百円の補償がなされておられます。それからその次は、四十二年の四月二十四日に岐阜地裁の決定がございませう。これは破防法違反の事件でございませうが、これで補償された額は総額一万二千四百円となつておられます。それから四番目は、四十三年の十月二十八日に東京地

裁の八王子支部でございませう、いわゆる青梅事件でございませうけれども、これについては補償額については二十八万五千円、それからもう一人については二十三万九千円の補償がございませう。それから五番目は、四十四年の十二月六日に佐賀地裁でございませう、これは五千二百円の補償がなされておられます。それからその次は、四十七年の六月三日東京地裁、これも同じく地方公務員法違反でございませうけれども、これについては、これは請求人が三名ございませう、そのうち二人については五千二百円、それからもう一人は六千五百円ということになつておられます。それからあととは、四十八年の一月十八日とそれから四十八年七月十二日に、東京高裁それから東京地裁でそれぞれメーデー事件に関連しました補償がなされておられます。この補償は四十八年一月十八日の分は三十三万四千二百円、それから四十八年七月十二日の分は、これは非常に人の数が多いございませう、十五名でございませう。これは個々のにはあれがございませうけれども、大体一人三、四十万円といふところの補償がされておられます。

それでこの理由は、最初に申し上げた三十八年の十月の事件、これは共犯者の無罪が確定しておる事件でございませう。それから二番目の事件は、これは一審無罪で、二審係属中に被告人が死亡したという事件でございませう。それから三番目は被告人死亡、共犯者の無罪確定。それから四番目は公訴取り消し、共犯者の無罪確定。それから五番目は判例上罪とならないといふものでございませう。それから最後のメーデー事件の場合は、被告人死亡と公訴取り消しと両方ございませうけれども、共犯者の無罪は確定しておる、こういう事件でございませう。

以上でございませう。

○稲葉(誠)委員 そうすると、刑事補償法の二十五条、これが院において修正になつたということ

ですが、それがなかつたならば、政府原案どおりのままでは、いま言ったような案件についてはどうなるのですか。

○安原政府委員 そのままでは補償の対象にならなかつたといふことではございませう。

○稲葉(誠)委員 それはそのとおりですね、わかり切つたことを聞いておるわけだから。

そこで、じゃなぜ刑事補償法の二十五条にいま言った免訴または公訴棄却の裁判の場合に入つていて、今度の政府提案に入らなかつたのかということですね。それは法制審議会でいろいろ議論があつたはずだと思つたのですが、そこら辺のところはどうもよくわからないのです。これは法制審議会の審議の内容は非公開だといふことで議事録も出ないようだけれども、そこら辺の理由からやられたかといふことですね。私どもの聞いた範囲では、何かいろいろ議論があつた、それで採決したのかどうかはわかりませんが、一つは何か選挙違反の裁判のときのこととも考えたり何かして、そのときにこういふふうな補償をするのはおかしいじゃないかといふこともあつたといふ話も聞くのですが、これはあるいは聞き違ひかも知れませんが、そこら辺全体としてどうなつておるかと。

○安原政府委員 法制審議会の議論の内容につきましては非公開でございませうが、それがどう言つたといふことではなければ別にそう非公開にすべき理由もございませうので、私の記憶しておる限りで申し上げますと、確かに議論はございませう。そして一番広い場合は、あらゆる一切の免訴、公訴棄却の場合にも補償すべきではないかといふのが最も広い補償の議論でございませうが、これは免訴にも、大赦になつて免訴とか、行為当時違法であつたが刑罰法令が廃止になつて免訴といふようなものもございませうから、免訴を一律に補償するのは、やはり國民の感情と申しますか、合理的ではないといふようなことで、免訴一般といふ議論については、これを支持する者はほとんどなかつたわけではございませう。公訴棄却につきまして

も、被告人が逃亡しておいて、被告人に訴状送達  
が、所在不明のためできなかったというようなこ  
とで公訴棄却になるとか、いろいろの場合がござ  
いますので、一概に公訴棄却すべてについて補償  
するというのも問題だということになりました。

そうなりますと、刑事補償法の二十五条の規定  
と同じように、無罪と認めるに足る十分な事由の  
ある裁判としては免訴、公訴棄却の場合に限るべ  
きではないかという議論、これがございました。  
これにつきましては、前回は御質問にお答えいた  
してありますように、刑事補償法のように、身柄の  
拘束とか刑の執行というような重大な損害を受け  
た者で無罪になった者に対する補償の場合と、単  
に免訴を余儀なくされて出した弁護士報酬とか、  
あるいは弁護士ないしは本人の出頭によした  
旅費、日当というような費用の損害というものは、  
損害の性質、程度において大いに違うから、  
こういう者については無罪の場合だけに補償する  
ということだけでは公平の精神にかなうのではない  
か。あるいは刑事補償法においては、補償する  
ということとは、一面において、身柄の拘束を受け  
たというようなことで公訴提起をされている者  
については、世間一般の評価が、あれば犯人に違  
いがないという評価をするのであるから、仮に無罪  
であるとすればその名誉を回復するということが  
必要である。それについては免訴、公訴棄却の場  
合であっても、実質無罪であれば、拘束を受けた  
者については、名誉回復という意味において刑事  
補償をやるということは考えられるが、訴訟の費  
用についてはそこまでの名誉回復というような趣  
旨はないというような実質論のほかに、もう一つ  
は、現実の二十五条の運用にかながみましても、  
決定手続で免訴、公訴棄却にならなければ実質無  
罪であったという判断というのとは簡単にでき  
るものではない、そうすると、補償というのには迅  
速にやるという要請があるのに、特にこの訴訟費  
用のようなものは迅速にやる必要があるが、この  
決定手続で、実体において無罪であったというこ  
とを認定するということが相当の長期間を要する

のではないかと、という意味において、この程度の  
費用の補償については、そういう長期間を要する  
ような手続をもってして、それで補償する必要はない  
ということがございました。

そこで、一般に、この刑事補償法の二十五条に  
つきましては、いまの運用の実績で見ましても、  
結局、決定手続で実体の判断をして、これは本当  
は無罪であったんだという判断をしたのは一件も  
ないので、要するに、決定手続で、確定記録によ  
りまして、先ほど最高裁の岡垣刑事局長御案内の  
ような、たとえば一番無罪であった者が検察官の  
控訴中に死亡したというようなことで、実体裁判  
によつてすでに無罪の判決があるとか、あるいは  
本人は被告人である間に死にましたか、共犯者が  
別途の実体裁判で無罪の判決が確定したとか、要  
するに、決定手続で簡単に書類上わかるような場  
合しか刑事補償法二十五条が運用された実績がな  
い、免訴に付いては全然実績がないというような  
ことにかんがみまして、先ほどの一番広い案、そ  
れから刑事補償法と同じ案には認定手続の問題に  
おいて必ずしも制度的になじまないものがある  
ということから、一つの議論としては、免訴、公訴  
棄却について無罪とするに足りる資料となるよう  
な別途の確定判決があった場合に補償するように  
してはどうかというような議論もございました  
が、これにつきましては、偶然の事由によつて補  
償するかなんかが決まるという、一つの正義、  
公平にかなわぬ不公平な場合も生ずるので、制  
度としてはどうであろうかというような議論がご  
ざいまして、結果におきましては、部会の審議で  
は結局、議論はされましたが、刑事法を刑事補償  
法二十五条のように修正すべきであるという議論  
は出ずに、いまの原案のまま、つまりいまの政府  
提案のような形、二十五条のような規定を置かな  
いというところで部会の採決がございました、それ  
からいわゆる総会に行きまして、一部の委員か  
ら、稲葉委員御指摘のような、二十五条のよう  
な規定を置けという修正案が出ましたけれども、全  
くの少数で、原案どおり可決されたというのが審

議会における議論の経緯、経過でございます。  
○稲葉(誠)委員 免訴の場合というのは、刑事訴  
訟法が施行されてからほとんどないんじやないで  
すか。あったのは、戦後に選挙違反が大赦か何か  
であれになったときだけじやないの。免訴という  
のはほとんどないんじやないですか。

○安原政府委員 私、先ほど免訴がないと言った  
のは、免訴というものの判決を受けた人で補償を  
受けた事例がないということでございます。免  
訴そのものは、私の手元にあります資料によりま  
すと、四十七年には総数で三十三件、それから四  
十八年は三十六件、四十九年は二十六件という免  
訴の判決がございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、刑事補償法の二十  
五条によつて、まあいづれにしても八件くらいあ  
るということですね。この刑事補償法の二十五条  
の修正があったからこそ、それだけの人が一応救  
済を受けられたわけですね。そうすると、今度の  
場合に、「免訴又は公訴棄却の云々のこの修正を  
入れなかったということになると、結局、数は少  
ないけれども救済せんが、救済を受けられる者が現  
実に救済を受けられないということも、どの程  
度かわかりませんが、理論としては考えられ  
てくるんじやないですか。

○安原政府委員 まさに理論としては考えられま  
す。法制審議会の審議の過程では、現段階にお  
いては、公平の精神からいっても、そのままです  
補償するだけの必要性はないということであつた  
と思ひます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、これは私も長  
い間主張してきた非拘禁者に対する補償という  
か、それとの関連はどういうふうなものであるの  
ですか。その一部の先取りのなものであるとい  
うふうに理解してよろしいのですか、あるいは性  
質としては全然別だということになるのですか。  
非拘禁者に対して無罪や何かあった場合の補償と  
の關係はどういうふうになるのですか。

○安原政府委員 広い意味では、非拘禁で無罪に  
なつた者についての補償の中に入りますが、非拘

禁ということと必ずしも結びつかないので、拘禁  
されましても非拘禁でございまして、要するに  
免訴を余儀なくされて出した本人の出頭——まあ  
拘束されておれば出頭ということにはございませ  
んけれども、弁護人の報酬というようなもの、ある  
いは弁護人の出頭に要した旅費、日当というもの  
でございますが、拘束、非拘束を問わないこと  
でございますから、非拘禁補償とダブるかといいま  
す。非拘禁の補償というものの定義でございま  
すけれども、無罪になつた者で拘禁を受けなかつ  
たか、公訴を提起されたが非拘禁のまま無罪に  
なつた者の補償ということでございますから、そ  
の人たちがあつた意味では弁護人を雇つて報酬を払  
つておれば、そういう意味では補償の対象になるわ  
けでございますから、ちよつとダブるかどうかと  
いうことはございませぬけれども、非拘禁補償の延  
長線上にあるかと言つて、必ずしもそうではない  
のではないかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 拘束というか拘禁中で無罪にな  
つた場合の補償については、刑事補償法でいくわ  
けでしょう。そうなつてくると、そこに弁護人の  
報酬とか日当とか、いろいろなものを加えるのが  
本筋ではないの。その部分は刑事補償法の性格を  
持つてくるんじやないですか。そこで保釈か何か  
になつてきて、拘禁が解かれてきたということに  
なつてきた後のものはこれでいくかもわからぬけ  
れども……。だから刑事補償法の規定がオーバ  
ラップして適用になるというような性格も持つて  
きていますれば、拘禁中の補償関係、これは刑  
事補償法で、弁護人の報酬とかなんとも加えて  
一本にしてやつていくのが筋じやないのですか。

○安原政府委員 これも法制審議会の審議の過程  
におきましては、今度の費用補償を刑事補償法  
の中に入れるべきではないかという議論もございま  
した。しかし、それはそれとして一応理屈はある  
と思ひます。ただ、御案内のとおり、刑事補償と  
いうのは、無罪になつた者で、未決の拘禁とか、  
あるいは刑の執行を受けたという拘束自体から  
くる精神上、財産上の損害に対する補償でございま

すが、今度の費用補償はそうではなくて、まさに  
応訴を余儀なくされたことによる出費の補償でござ  
いますから、現在の刑事補償法が予定しておる  
損害とは対象が違うわけでございます。しかしな  
がら、広い意味で、要するに、無罪になった者に  
対する損害を補償するという意味においては、刑  
事補償の性質も持つておるわけでございます。か  
ら、理屈としては、刑事補償法の中に入れても  
いいという理屈も十分に成り立つとは思いますが、  
他面、現在上訴費用の補償ということで、刑事訴  
訟法にはすでに一部ながら費用の補償の制度が存  
在しておるといふこと、それと一連のものであ  
り、その趣旨の拡大であるということから考  
え、刑事訴訟法に置いて決しておかしく  
はない。それと同時に、いわゆる訴訟費用の補償  
につきましても、刑事訴訟法に規定がありま  
して、訴訟費用についての負担をしないか  
ということについて刑事訴訟法に規定がござい  
ます。

そういう意味において、刑事補償という意味に  
おいては刑事補償法の方にいきませんが、逆に、す  
でに現に上訴費用については刑事訴訟法に規定が  
あり、それからいわゆる訴訟費用の負担につ  
いても刑事訴訟法に規定があるから、訴訟に  
関する費用については、むしろ現在の刑事訴訟法の中  
に位置づける方がベターではないかという  
こと、こういうことにはお聞き願います。

○稲葉誠委員 これは最高裁の方にお聞きした  
方がいいのかもしれないと思いますが、たとえは刑  
事裁判で証人を呼びますね、それで日当を払う。  
そうして有罪になる。そうすると、裁量によるの  
ですが訴訟費用を被告人に負担させますね、全部  
負担させているわけじゃないですか。それではど  
か。これは外国はみんなそうなんです。ほく  
は、何も有罪になつたからといって訴訟費用を、  
証人に払つた費用まで被告人に負担させなくて  
いいのじゃないかと思うのですが、そこら辺の  
ところ、どうなつておるのですか。その根拠はど  
うなつておるのですか。

から出てくるのですか。  
○岡垣最高裁判所長官代理者 どうも勉強不足で  
外国のことはよくわかりませんが、日本  
の場合であれば、やはり訴訟ということでも  
の当事者、一応対等の当事者が一つのテーマに  
ついてどちらの主張が正しいかというのを争う。  
それを国家が中立の立場でどちらかに判断する  
というたてまえをとっている以上、負けた者がそ  
の費用を払うというのはいふまでもない。な  
るかかと考えますけれども……

○稲葉誠委員 ちょっと、そこら辺のところ  
がよくわかりません。完全な当事者訴訟ならまた  
それは別かと思つても、日本の刑事訴訟法の場  
合は完全な当事者訴訟ではないし、いろいろ議論  
が出てくるんだと思つて、普通の場合、貧  
困の場合とか何とかを救済して、余り払わせな  
いようにしてあるのが多いと思つて、  
そこで、この法案の提案理由の説明を讀んでみ  
ると、たとえば刑事補償法でも救済を受けるし、  
それから検察官の故意または過失により不法に公  
訴を提起された場合にも国家賠償法で救済を受け  
る。そこで、これらの制度だけでは、無罪の判決  
を受けた者の救済方法としては必ずしも十分で  
ないかと考えられるか、あるいは公訴提起その  
ものが結果的に不当であった場合と区別する十分  
な根拠がないとか、法制度としての均衡を欠くとい  
うふうなことが出てくるか、いろいろなことが  
書いてありますね。二ページのところに書いてま  
すが、こういうふうなことから、これは刑事訴訟  
法ができたときに当然この条文というものは入  
てなければならぬわけですね。あるいは多少の時  
間がたつたときに入らなければならぬし、あ  
るいは刑事補償法の改正があつたときにも入  
なければならぬのです。どうしていままでこん  
なふうにおくられたのか。こんないい法律だと言  
うのなら、あなた、もっと早くやればよかつたの  
じゃないの。どうしておくれたのか。これは社会  
党関係がやかましく言つたから、結局重い腰を  
上げてやつとこき提案してきた、こういうこと  
で

よう。そうじゃないの。これは実質はどうなん  
だ。いい法律ならもっと早く出すべきだつたのじ  
やないのかね。  
○安原政府委員 必ずしも社会党の御提案があ  
つたからということではございませんが、御提案の  
中にもっともなものがございましたので、いた  
だいたということではございますが、いざい  
たしても、結局こういう補償するかどうかとい  
うのは、ジャスティスといふ公平の精神に  
かなうかどうかという問題、要するにこういうわ  
が国の司法制度を支えていく以上、国民が何ら  
かの形で負担をしなければならぬことは当然であ  
るが、個人に負担させることが受忍の限度を超す  
ということはやはり公平の精神からいってよくな  
いということではございませう。そうなります  
と、受忍の限度かどうかというところは著しく相  
対的な概念でございませうから、こゝまでが受忍の  
範囲だ、こゝまでが受忍の範囲を超えるということ  
は、時代とともに変化していつて構わない問題で  
あらうと思つて、現行法ができた段階にお  
いては、いまの費用補償法では不足でも受忍の  
範囲内にとどまるという判断が立法当時にはな  
されたのでございませうが、時代の思想の移り  
変わるとともに、今日においては、それはやはり  
国家が負担する方がよい、そういう意味にお  
いては、受忍の範囲を超すというふうな御念す  
べきだということに社会の通念がかわつてきたの  
を受け、提案をいたしましたということに相なる  
かと思つて、  
○稲葉誠委員 いや、なぜおくれたかという理  
由の説明には十分でないけれども、それはま  
あいいですよ。  
だから、これは、刑事補償法の二十五条が改正  
されたときに、そのときすぐ出せという意味じゃ  
ないけれども、その近い段階で当然出てなければ  
ならなかつたと思うのです。もっとも出てな  
らなかつたということをおかし、  
で、立法というのは議員が立法するのだから、  
政府が提出するというのは本筋じゃないんだから、

こういう議論をすることもちよつとおかしいと思  
います。いざいざにいたしました。この法案に  
対する一つの問題は、よく外国の立法例がいろ  
いろ出てくるわけですね。国によって違つて  
も言えませぬけれども、たとえばスウェーデン  
などを見ると、非拘禁の場合の補償と、それ  
から普通の刑事補償と、被害者補償、これを一本に  
しているんですか、どうなつておるんですか。国  
が違つたら一概にそんなことを言つていい  
けれども、そこがどういふふうになつておる  
かというところが一つですね。

○安原政府委員 御指摘のとおり、スウェーデン  
で無罪の場合におきまして費用補償をして  
いることは明らかでございますが、そのほかに、い  
わゆるわが国の刑事補償に当たるものは別の法律が  
あるようございませうし、非拘禁補償をやつ  
ておる国はどこにもないというふうな理解して  
おられます。  
○稲葉誠委員 それと話はちよつと違つて  
おられます。刑事被害者の補償です。これは長  
い間国会でも問題になつておるところなんです  
が、現在どういふふうに進んでおるわけですか、  
これに関連するわけですが、これは大蔵省が  
盛んに難色を示しているという話も聞  
くので、  
○安原政府委員 大蔵省が難色を示している  
からおかれておるのではなく、この前にもお  
答えいたしましたように、いま、いわゆる犯罪の被害  
者の補償の要件、範囲というものを決めるた  
めに、犯罪の被害者がどういふ実情にあるか  
の実態調査をしておくことが立法の手前  
に必要だということ、全国の検察庁に実態調査を依頼して  
報告を求めたのが、この夏ごろにその結果が  
まとまるといふので、その実態調査を踏ま  
えて最終的な法案づくり、最終的な法務省  
としての案をつくらせて、関係省庁と話を  
したいということ、できれば、秋ごろには  
法制審議会にかけたいというのが法務  
省事務当局の考え方でございます。  
なお、御指摘のとおり、法制審議会の過程にお

○稲葉誠委員 それと話はちよつと違つて  
おられます。刑事被害者の補償です。これは長  
い間国会でも問題になつておるところなんです  
が、現在どういふふうに進んでおるわけですか、  
これに関連するわけですが、これは大蔵省が  
盛んに難色を示しているという話も聞  
くので、  
○安原政府委員 大蔵省が難色を示している  
からおかれておるのではなく、この前にもお  
答えいたしましたように、いま、いわゆる犯罪の被害  
者の補償の要件、範囲というものを決めるた  
めに、犯罪の被害者がどういふ実情にあるか  
の実態調査をしておくことが立法の手前  
に必要だということ、全国の検察庁に実態調査を依頼して  
報告を求めたのが、この夏ごろにその結果が  
まとまるといふので、その実態調査を踏ま  
えて最終的な法案づくり、最終的な法務省  
としての案をつくらせて、関係省庁と話を  
したいということ、できれば、秋ごろには  
法制審議会にかけたいというのが法務  
省事務当局の考え方でございます。  
なお、御指摘のとおり、法制審議会の過程にお

きまして、被害者補償の方を先行すべきではないかという議論をなさる委員もございましたが、私どもは、被害者補償が先行して、そして費用補償という被告人に対する補償を後回しにすべきだとも考えておりませんので、要するに用意の整いつつ、順次しかるべき法案については提出をしていっていいのだと、順序は必ずしも決まっていべきであるとは思わないという考えでおります。

○稲葉(誠)委員 私どもとしては、いま言ったように非拘禁の補償の問題、それから被害者補償の問題、こういうふうな問題を含めて、できるだけ早い段階の中で進展を図ってほしいというふうに考えますし、心情的には、この刑事訴訟法の改正の中に、免許または公訴棄却の裁判が確定した場合のことも入れるべきだというふうに考えるのですが、形式的にはまた別の議論になってくると思うのですけれども、いずれにいたしましても、これは私どもが長い間主張してきたことの一部が実現をしたということで、全体がまだ実現しなわけではありませんが、全体の実現のために今後とも私どもも骨を折りますし、政府当局としても骨を折ってもらいたいということだけを要望して、質問を終わります。

○大竹委員 諫山博君。  
○諫山委員 私たちの覚は、この改正案に賛成です。しかし非常に不十分です。不十分だけではなくて、理論的に誤りを含んでいると思えます。そういう立場から二、三質問します。

刑事補償法で、免許または公訴棄却の裁判を受けて刑事補償を受けたという事例が紹介されましたが、メーデー事件、破防法違反事件、日教組事件、幸浦事件、青梅事件、こういうふうな並べますと、いわゆる公安労働事件あるいは著名な冤罪事件が中心だということがわかります。

そこで日教組事件についてですが、これは地公法違反で起訴され、公訴取り消しに基づいて公訴棄却がなされたと思うのですが、そういう経過になっていますか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 そのとおりでございます。

○諫山委員 佐賀県教組の事件と思われる地公法違反事件で公訴棄却の裁判を受けた人に五千二百円の刑事補償がされたという説明です。この裁判は公訴棄却になるまで恐らく十数年を要してあります。大変な大裁判だったわけですが、石川達三が長い小説のテーマに選ぶというほど全国で問題になった事件です。もし免許または公訴棄却になった人で、今度の改正案で当然無罪の判決を受けるはずであったということになれば、五千二百円程度の刑事補償ではなくて、相当多額のこの改正案に基づく補償がされてははたさずと思えますが、どうでしょうか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 佐賀地裁の四十四年十二月六日決定の事件でございますけれども、これは四十二年の二月二十七日に起訴になったものでございます。それで、四十四年の四月二日に最高裁の大法廷の第一次教組事件無罪の判決がございまして、それで検察官が四十四年の五月十五日に公訴を取り消したと、こういうことになっております。したがって、この補償に關しましては、日数は四日間、千三百円の四分という事で、日ごとの単位が非常に短かかったということ。ですから結局、これがもし拘束の期間というものが長かったりすれば、当然額は多くなるわけでございますけれども、期間が短かかったということでございます。

○諫山委員 破防法事件にしても青梅事件にしても、恐らく十数年を要した後で公訴棄却になったのではないかと思います。もし免許または公訴棄却になった人についても補償するとなれば、これも相当多額の補償がなされるはずで、ところが今度の改正案では、こういう問題について補償しないというのであれば、実際上きわめて不公平な結果が生まれてきます。また、免許または公訴棄却で形式的な裁判をしているのに有罪か無罪か実質的な審判をしななければならないという反論が法務省の方からされてはいますが、実際刑事補償

法でこの適用を受けたのは、ほとんど実質的な審理なしに形式的に決定されたんじゃないでしょうか、その点どうですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 これは先ほど申し上げましたとおり、もう共犯者の無罪確定であるとか、それから最高裁の判決で、もうその事件は罪とならないということで公訴が取り消されたとかいうことで、いままでも申し上げた事例につきましては、お説のとおり、全くその実体に突っ込まないで、記録上明白であるということでも十分な理由があると認められたものでございます。ただ一件、一番で無罪の判決がありまして、それで控訴審の判決をする直前に死亡したという事件で控訴棄却になった事件がございまして、これはそれまではずっと控訴審で調べた証拠を詳細に検討して、そして決定をしております。

○諫山委員 ジュリストに山本検事が解説を書いているのですが、この中に、簡明迅速に費用の補償をしようとするこの制度の趣旨から見て、免許または公訴棄却の場合には補償しない方がいいと書かれているのですが、実際の運用を見ると、ほとんどどんなような手続はされてない。きわめて形式的に刑事補償がされていきますから、これはそのまま改正案の場合にも当てはまるわけで、その点から見て、私は実質的な審理を要するから大変だというのは余り実際的ではないと思うのです。

また、この請求をするかしないかというのは、被告人がみずからその手続をとるかとならないかの問題であって、被告人がみずからその手続をとる限り、仮に煩瑣な手続を要したとしても、これは自分が選んだ道ですから一つも本人の迷惑、不利益にはならないと思うのです。その点、法務省の見解はいかがでしょうか。

○安原政府委員 先ほど稲葉委員の御質問にお答えいたしましたように、法制審議会の議論の過程でも、ございましたが、要するに、いま諫山委員御指摘のように、簡単に書類上の調査によってわかる事件もございまして、先ほど申し上げ

したように、毎年三十前後の免許がございまして、その中の非常に少数のものが、幸いにして審判上の審査で無罪であることの十分な理由が発見できたわけでございますが、制度として考えます場合に、そういう偶然の事由で補償が受けられたり受けられなかったりする制度自体、制度として一つの欠陥があるのではないかとすることも考えられます。

一般に無罪、免許、公訴棄却の場合に、決定手続で実体の審理をしなければならぬということに一つの制度的な欠陥があるということに結びつくこの制度の、刑事補償法の二十五条を含めての欠陥でございますが、それは一つの欠陥で、決定的な理由ではないわけでございます。刑事補償法のように、身柄の拘束あるいは刑の執行というものを受けた者についての重大な損害に対する補償であり、かつそのような場合においては、犯罪人という社会的烙印を押されるような者については、実質無罪であれば、名誉回復という意味において、いかに審理に手続を要しても実質的な審理をして、そして無罪か有罪かを決めて補償するということに意味があるということが言えるわけでありませぬ。

訴訟の費用のようなものは、ある意味においては被告人の受忍の範囲に属するとも言えないわけではないが、今日の段階においては、応訴を余儀なくされて出した弁護士費用と弁護士並びに本人の出頭を要した旅費、日当だけは、ほかの行政処分等との比較においても、特別の費用だからその限度では費用を補償するのが合理的だ、それが公平の精神に合するということ、それ以上に長期間を要して本来審理しなければならぬような無罪、免許、公訴棄却の場合における実体無罪かどうかというような場合にまで、審理をしてまで補償するだけの必要性はいまのところないというのが立法の理由でございます。その結果、そのことが絶対的に間違った考え方であるとは決して申し上げませんが、現在の段階においては、立法政策上その程度でとどめることによって十分に公

平の精神にかなうんじやないかというのが私の方の考え方でございます。

○諫山委員 この前からの法務省の説明を聞いていますと、刑事補償の場合には被告人の名譽回復という観点を取り入れられていないけれども、今度の改正案の場合には損失の補償であつて、名譽回復という立場は取り入れられていないというふうに承つたのですが、そのとおりか。——そのとおりだとすれば、なぜこの改正案では名譽回復ということを考慮しなきていいのかわかりません。

○安原政府委員 直接にはこの費用補償の制度は、直接現実の出捐行為、損害行為を補償すること、これが主たる目的でございます。その結果、名譽が回復されることを妨げるつもりは毛頭ないわけでありまして、主たる目的は、直接の財産上の損害を補償するというのがこの費用補償の原案の考え方でございます。

なお刑事補償法は、それに比べてまして、未決の拘禁とかあるいは実質無罪の者についてその刑の執行をやつた、あるいは身柄を拘束したという重大な損害であるということ、そのことからまた同時に、それは社会的な評価としては非常に名譽を失墜させることになるという意味において、刑事補償のような拘禁補償の場合においては、名譽回復ということを強く意識して制度を考えるべきであつたというふうにわれわれは理解しておるわけでございます。

○諫山委員 逮捕、拘留されて裁判を受けた人は名譽が著しく傷つけられるけれども、逮捕、拘留されずに裁判を受けた人は、どんなに複雑、長期の裁判を受けようとも余り名譽を損なわないのだというふうな思想があるとすれば、きわめて重大です。本件の場合、たとえば破防法違反あるいは青梅事件、被告は大変苦勞しているはずで、そして無罪の判決を受けることができなかったけれども、免訴または公訴棄却の裁判を受けている。この人たちの場合は拘留されていませんから刑事補償があつたわけですが、もし拘留されていなくともすれば名譽回復の方法はないわけですね。検

察庁の故意または過失ということがあれば別です。しかしそういう点から見ると、名譽回復というふうな点を見ても、どうして刑事補償法と違つた取り扱いをするのかという点が理解できません。また、いろいろ調査した結果、無罪に当たる場合にならなかった、この場合には、かえつて請求人に不名譽ではないかという問題提起もされていようのですが、しかしこれは本人が選んだ道ですから、それでいいと思つて、本人があくまで無罪か有罪かの結着をつけてくれという立場で申立てた以上、本人の意思に反して無罪ではなかつたというふうになつても、これは制度上仕方がないと思つて、こういう点から考えると、実際上きわめて不合理だという気がしてなりません。その二つの点、いかがでしょうか。

○安原政府委員 名譽の問題につきまして、結局それはおおよそ被告人となつたということで、ある種の名譽の低下があることは事実でございます。名譽の低下が非拘禁の場合にはないというところは申すべきではないし、さういふことは考へておりませんが、拘束の場合に比べて名譽の失墜の程度は著しく違つてはいるかといふことは言えると思つて、その範囲において刑事補償の場合の損害、名譽の低下と、それから単に非拘禁の場合の名譽の低下といふものは著しく違つてはいるか、さういふことでございます。

もう一つはどういうことでございますか。○諫山委員 いいです。いまのは実質的な不合理ですが、理論的に考へても、国民に対する国家権力の攻撃が間違つておつた、本来なら無罪判決を受けるべきであつた、ただ何かの理由で免訴または公訴棄却になつて無罪の判決はなかつたというふうな場合に、国家権力が攻撃を受けた国民が物質的にも精神的にもいかなる損害も受けるべきではないかといふのは、これは国民と国家との関係から見て原則だと思つて、その立場で、憲法は刑事補償の制度を設けろとしておるわけですが、

今度の改正案は、国家権力が国民に対して間違つた攻撃をした場合、間違つた公訴提起をした場合に、国民にいささかも物質的な損害を負わせないというふうなたてまえがどうも貫かれていないのです。その点で、原理的、理論的にこれは非常に大きな誤りを含んでおる。とりわけ、刑事補償法でよく採用された制度がこれによつて逆戻りさせられようとしておることを恐れるわけです。

私たちはすでにこの改正案に対する修正提案をしておるわけですが、この修正提案こそが理論的にも実際上も正しいといふことを指摘いたしたいと思います。

○安原政府委員 これも、法制審議会の議論の過程で、刑事補償法と同じように三年にすべきではないかという議論もございましたけれども、刑事補償の請求のように、刑の執行とか未決による拘禁といふような重大な侵害ではないから、民法の不法行為の請求期間である三年といふほどにする必要もないといふことで、六月月といふことになつたわけでありまして、現在上訴の費用補償につきまして二月月といふことで支障なくやっておりますので、裁判書きの作成期間を考へましても、六月月で十分御迷惑はかからないんじゃないかといふのが私どもの判断でございます。

○諫山委員 やはり、身柄を拘束されている被告人と、身柄を拘束されていない被告人をきわめて機械的に分けておるに思つておるのです。

たとえば、刑事補償法の適用を受けた例として挙げられておる破防法事件、日教組事件、これはいずれも身柄拘束の期間はそう長期間ではありませんが、しかし、裁判は十数年かかっているのです。これで被告人が受けた経済的な損害といふのは、はかり知れないものがあるわけですね。ですから、身柄を拘束された人については云々、そう

でない人は特別だといふような基本的な考え方が法務省の中にあつて、そういう立場で差がつけておるとすれば、きわめて重大だと思つて、いかがでしょうか。

○安原政府委員 長い間被告人の立場に立たされて、無罪になつた人の精神的な苦痛といふものを、私どもは無視するわけはございません。その意味において、同情を禁じ得ないものがございますが、この補償制度といふものは、特に極端な異例の場合を考へないで、平均的な補償をするという制度でございますので、平均的なケースといふものを考へて、平均的に物を考へた場合に、拘束された者と非拘束の者の場合においては、精神的苦痛に平均的に差があるということも事実だといふ前提でございます。

○諫山委員 終わります。

○大竹委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○大竹委員長 この際、本案に対し、諫山博君から修正案が提出されております。

提出者から修正案について趣旨の説明を求めます。諫山博君。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案  
正案  
〔本号末尾に掲載〕

○諫山委員 ただいま議題となつております刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を御説明いたします。

第一は、改正案の第百八十八条の二の修正についてであります。

改正案は、提案理由説明でも明らかにされておる通りに、憲法第四十条をもとにした刑事補償制度を基本にして、この制度だけでは無罪の判決を



受けた者の救済方法としては必ずしも十分ではないことから提出されたものであります。その内容は、結果的には不当な公訴の提起を受けたことが確定した場合には、その者が公訴を余儀なくされたことよって生じた財産上の損害を国で補償する制度であります。

憲法第四十条は、無罪の裁判を受けた者に補償の請求権を与えているのであります。無罪の判決だけでなく、免訴または公訴棄却の裁判が確定した者でも、本来なら無罪の判決を言い渡さるべきものと認められるものについては、無罪の判決が確定した場合と同様に刑事補償をすることが正義に合致するという立場から、刑事補償法第二十五条の規定が設けられました。

その運用を見ますと、被告人が死亡して公訴棄却になっていたのに、同一事案で起訴されていた共犯者の無罪が確定したため、公訴棄却になっていた死亡者について刑事補償がなされた場合(例、メーデー事件)、起訴された事件が罪にならないことが判明して公訴が取り消され、公訴棄却の裁判が確定して刑事補償がなされた場合(例、日教組事件)などのように、きわめて重要な運用がなされています。

改正案が、現行の検事上訴の費用補償だけでなく、費用補償制度の一層の充実を目指すものであり、同時に、これが刑事補償の拡大につながるものである以上、刑事補償法第二十五条の趣旨と同様に、免訴または公訴棄却の裁判が確定した場合において、もし免訴または公訴棄却の裁判をすべき事由がなかったならば無罪の判決を受けるべきものと認められる十分な事由があるときには費用の補償をする旨の規定を設けることこそ、公平の精神に合致するものと考え次第です。

第二に、第百八十八条の二の修正についてであります。改正案では、無罪の判決が確定した場合の補償の請求期間を六カ月以内としています。しかし、この期間は短過ぎます。刑事補償法ではこの期間を三年以上とし、民法の不法行為による損害賠償

請求権の消滅時効と同じ期間を採用しています。この点については、刑事補償法と区別する必要はなく、同じ期間にしようというのが修正の理由であります。

以上が刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案提出理由の趣旨であります。何とぞ慎重審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いいたします。

○大竹委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。

○大竹委員長 修正案について別段御発言もないようでありますので、これより原案及び修正案を一括して討論に入るのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。まず、諫山博君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○大竹委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次いで、原案について採決いたします。本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○大竹委員長 起立総員。よって、本法律案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○大竹委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大竹委員長 内閣提出、民法等の一部を改正する法律案、及び稲葉誠一君外二名提出、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。稲葉法務大臣。

民法等の一部を改正する法律案  
最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○稲葉法務大臣 民法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。民事法の分野における男女の平等及び人権の保障につきましては、理念上のみならず、実質的にも、また制度の上においても、確立されるべきものであることは申すまでもありませんが、わが国の婚姻に関する実情や人権に対する国民意識の推移等にかんがみますと、妻の法的地位及び戸籍制度については、なお改善すべき点があります。そこで、この法律案は、妻の地位の実質的向上を図るため、離婚復氏の制度、婚姻事件に関する裁判管轄及び嫡出子出生の届け出をする者について改善を加えるとともに、国民のプライバシー保護の観点から戸籍公開の制度等を改善するため、民法、人事訴訟手続法及び戸籍法について所要の改正を行おうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。第一は、民法の改正であります。現行民法第七百六十七条は、婚姻によって氏を改めた夫または妻は、離婚により当然婚姻前の氏に復するものとしておりますが、このことによりまして復氏する者に社会生活上の不利益をもたらす可能性もありませんし、離婚後母とその養育する子との氏が異なることによる不都合を生ずるおそれもあります。そこで、離婚による復氏の原則を維持しながら、離婚後も引き続き婚姻中の氏を称しようとする者については、離婚後三月以内に戸籍法による届け出をすることにより婚姻中の氏を称することができるといたしております。

第二は、人事訴訟手続法の改正であります。現行人事訴訟手続法第一条は、離婚等の婚姻事件の訴えは、婚姻の際氏を称した者の現在の住所地の裁判所が専属的に管轄することとしておりますが、現在の婚姻の実情を見ますと、夫の氏を称する婚姻がほとんどでありますから、妻が離婚訴訟を遂行するには、多くの場合、夫の住所地に向かなければならない不便があるのみならず、証拠収集等の点からも必ずしも合理的ではありません。

そこで、当事者の便宜及び証拠収集の容易さ等の観点から、裁判管轄を合理化するため、婚姻事件の訴えは、まず、夫婦の共通の住所地の裁判所、次には、夫婦の最後の共通の住所地の裁判所の管轄区域内に夫または妻が住所を有するときは、その住所地の裁判所、さらに、それ以外の場合は、夫または妻の住所地の裁判所の管轄に専属することといたしますとともに、具体的事案に応じた管轄の合理化を図るため、他の管轄裁判所へ移送する制度を設けることといたしております。

第三は、戸籍法の改正であります。現行戸籍法第十条及び第十二条は、何人でも手数料を納めれば、戸籍及び除籍の閲覧またはこれらの謄抄本の交付を請求することができるものとしておりますが、個人のプライバシーが不当に侵害されることを防止するため、申請件数が少なく、市町村の手数もかかる戸籍及び除籍の閲覧の制度を廃止するとともに、他人の戸籍の謄抄本の請求をするには、一定の場合を除き、その事由を明らかにすべきものとし、請求が不当の目的によることが明らかとなるときは、市町村長はその請求を拒むことができることとし、他人の除籍の謄抄本の請求は、一定の場合を除き、相続関係を証明する等の必要があるときに限りこれをすることができるといたしております。

また、現行戸籍法第五十二条は、嫡出子の出生届につき父を第一順位の届け出義務者としておりますが、これを改め、母も父と同順位において届け出ができることとするほか、死亡届及び裁判に基づき戸籍の届け出について、可及的速やかに届け出がされるよう、届け出人の範圍を拡大しておきます。

さらに、戸籍及び除籍の謄抄本の交付について前述のような改正をすることに伴い、不正の方法で戸籍等の謄抄本の交付を受けた者に対し過料を課するとともに、戸籍届け出の遅延に関する過料額を引き上げる等所要の罰則規定を整備しております。

以上が民法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○大竹委員長 次は稲葉誠一君。

○稲葉誠一議員 ただいま議題となりました最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正案について、提案者を代表して提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のように、憲法第七十九条は最高裁判所の長官及びその他の裁判官について、国民に直接その適否を問う国民審査の制度を規定しております。これは、主権者である国民の監視によって、民主的に公正な裁判を保障する重要な制度であります。つまり憲法が内閣に最高裁判所長官の指名権及びその他の裁判官の任命権を認めながら、直接国民の審査に服さねばならぬとしたことは、最高裁判所が憲法と人権の守り手として非常に重要な役割を担っていることから見ても当然のことでありました。

ところが、公正中立であるべき最高裁判所が時の政府の党利党略的選任による裁判官で占められ、政治権力に追従、迎合する判決が近年目立つており、司法の反動化はいまや黙過できない状況に至っています。このような司法の危機を打開するためにも、不合理な投票方法をとっている現行

の国民審査法を改め、主権者である国民の権利行使の一つであるこの制度を充実させることは焦眉の急であります。すでに、第七十一国会の本委員会におきまして「政府は、最高裁判所裁判官国民審査の方法等について検討すべきである。」との全会一致の附帯決議を採決しているのも、この制度の改善が国民の大きな要求となっているからであります。

以下、本改正案の内容について一括御説明申し上げます。

第一は、現行国民審査法は罷免を可とする裁判官に×印を記載することを認めていただけで、その他の白票はそれがたとえ棄権の意思を込めたものでもすべて罷免を可としない票とみなされるというきわめて不合理、非民主的な方法でありました。そこで今回の改正案は、国民の意思を正しく反映させるために、罷免を可としない裁判官には○印、罷免を可とする裁判官は×印を記入することとし、無記入投票は棄権とみなすことにより、棄権の自由を保障し得るものとしております。

第二は、点字投票について、現行では視力障害者の審査権が行使しにくい面があり、これを是正するため点字で印刷された用紙を準備し、通常の投票に準じて決められた記号を記入するだけで意思を表示し得るものとしております。

第三は投票方法の変更に伴って、罷免が成立する有効投票率を現行百分の一から、百分の十に引き上げることにより、棄権が大量に出た場合、少数の罷免票で罷免されることの弊害を除いております。

以上が最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正案の提案理由と主なる内容であります。

何とぞ慎重な御審議の上、速やかに可決あらんことをお願いいたします。

○大竹委員長 これにて両案の趣旨説明は終わりました。

両案の質疑は後日に譲ります。次回は、明十二日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて

散会いたします。午前十一時三十二分散会

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第百八十八条の二第二項ただし書の改正規定を削り、同項に後段として次のように加える。

免訴又は公訴棄却の裁判が確定した場合において、もし免訴又は公訴棄却の裁判をすべき事由がなかつたならば無罪の判決を受けるべきものと認められる充分な事由があるときも、同様である。

第百八十八条の二第二項の改正規定中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の補償をする場合において、被告人であった者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第百八十八条の三第一項の改正規定中「無罪の判決」の下に「又は免訴若しくは公訴棄却の裁判（以下「無罪の判決等」という。）」を加え、同条第二項の改正規定中「無罪の判決」を「無罪の判決等」に、「六箇月」を「三年」に改める。

第百八十八条の四本文の改正規定中「無罪の判決」を「無罪の判決等」に改める。附則第三項中「無罪の判決」を「無罪の判決等」に改める。

民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治三十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第七百六十七条に次の一項を加える。

前項の規定によつて婚姻前の氏に復した夫

又は妻は、離婚の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離婚の際に称していた氏を称することができる。

(人事訴訟手続法の一部改正)

第二条 人事訴訟手続法(明治三十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「夫婦が夫ノ氏ヲ称スルトキハ夫、妻ノ氏ヲ称スルトキハ妻が普通裁判籍ヲ有スル地」を「夫婦が共通ノ住所ヲ有スルトキハ其住所、夫婦が最後ノ共通ノ住所ヲ有スルトキハ其住所、夫が最後ノ共通ノ住所ヲ有スルトキハ其住所、夫が最後ノ共通ノ住所ヲ有スルトキハ其住所、夫が最後ノ共通ノ住所ヲ有スルトキハ其住所」に改め、同条第三項を次のように改める。

前二項ノ規定ニ依リ管轄裁判所が定マラザルトキハ第一項ノ訴ハ最高裁判所ノ指定シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第一条の次に次の一項を加える。第一条ノ二 裁判所ハ其管轄ニ屬スル婚姻事件ニ付キ著シキ損害又ハ遲滞ヲ避クル為メ必要アリト認ムルトキハ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ其事件ヲ他ノ管轄裁判所ニ移送スルコトヲ得

第二十六条中「第三項」の下に「第一条ノ二」を加える。(戸籍法の一部改正)

第三条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。第十条を次のように改める。

第十条 何人でも、手数料を納めて、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。前項の請求は、法務省令で定める場合を除き、その事由を明らかにしてしなければならない。

市町村長は、第一項の請求が不当な目的に



よることが明らかなきときは、これを拒むことができる。

第一項の請求をする場合においては、手数料のほか郵送料を納めて、同項の謄本、抄本又は証明書の送付を求めることができる。

第十二条第二項中「乃至」を「及び」に改める。  
第二章第十二条次に次の一条を加える。  
第十二条の二 除かれた戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、手数料を納めて、その除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書交付の請求をすることができる。国又は地方公共団体の職員、弁護士その他法務省令で定める者も、同様である。

前項に規定する者以外の者は、相続関係を証明する必要がある場合その他法務省令で定める場合に限り、同項の請求をすることができる。

第十条第四項の規定は、第一項の請求をする場合に準用する。  
第十九条に次の一項を加える。  
第十九条の二 民法第七百六十七条第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含む。）の規定によつて離婚又は婚姻の取消しの際に称していた氏を称する旨の届出があつた場合において、その届出をした者を筆頭に記載した戸籍が編製されていないときは、その者について新戸籍を編製する。

第四十五条中「届出義務者」を「届出人」に改める。  
第四十八条第三項中「第十条第二項」を「第十条第四項」に改める。  
第五十二条第一項中「父がこれをし、父が届出をすることができない場合又は」を「父又は母がこれをし、」に改める。  
第六十三条に次の一項を加える。  
第六十三条の二 訴えを提起した者が前項の規定による届出をしないときは、その相手方は、裁判の謄本

を添付して、認知の裁判が確定した旨を届け出ることができる。この場合には、同項後段の規定を準用する。  
第四章第六節第七十五条次に次の一条を加える。  
第七十五条の二 第七十七条の二の規定は、民法第七百四十九条において準用する同法第七百六十七条第二項の規定によつて婚姻の取消しの際に称していた氏を称しようとする場合に準用する。  
第四章第七節第七十七条次に次の一条を加える。  
第七十七条の二 民法第七百六十七条第二項（同法第七百七十一条において準用する場合を含む。）の規定によつて離婚の際に称していた氏を称しようとする者は、離婚の年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第七十九条中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に改める。  
第八十六条第一項中「、診断書又は検案書を添付して」を削り、同条第二項中「左の事項を記載し」を「次の事項を記載し、診断書又は検案書を添付し」に改める。  
第八十七条に次の一項を加える。  
第八十七条の二 死亡の届出は、同居の親族以外の親族も、これをすることが出来る。

第九十二条第三項中「第八十七条第一号又は第二号」を「第八十七条第一号又は第二号」に改める。  
第九十四条及び第九十七条中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に改める。  
第九十七条を次のように改める。  
第九十七条 第二十五条第一項、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条から第三十九条まで、第四十三条から第四十八条まで、及び第六十三条第二項前段の規定は、戸籍訂正の申請に準用する。  
第二百二十条中「五百円」を「三万円」に改める。

第二百二十一条中「千円」を「五万円」に改める。  
第二百二十一条の次に次の一条を加える。  
第二百二十一条の二 偽りその他不正の手段により、第十条第一項若しくは第十二条の二第一項の謄本、抄本若しくは証明書の交付を受け、又は第四十八条第二項（第百七十七条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧をし、若しくは証明書の交付を受けた者は、五万円以下の過料に処する。  
第二百二十二条中「左の場合」を「次の場合」に、「千円」を「五万円」に改め、同条第三号中「戸籍簿、除籍簿又は」を削り、同条第四号中「第十条第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する」を「第十条第一項若しくは第十二条の二第一項」に改める。  
第二百二十四条中「千円」を「十万円」に改める。

附則  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
（民法の一部改正に伴う経過措置）  
2 この法律の施行前三月以内に離婚し、又は婚姻が取り消された場合における第一条の規定による改正後の民法第七百六十七条第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「離婚の日から三箇月以内」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第 号）の施行の日から三箇月以内」とする。  
（人事訴訟手続法の一部改正に伴う経過措置）  
3 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件については、第二条の規定による改正後の人事訴訟手続法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（戸籍法の一部改正に伴う経過措置）  
4 第三条中戸籍法第五十二条第一項の改正規定の施行の日前十三日以内に出生した子について、同項の規定の改正により新たに届出義務者となつた母の届出に関する戸籍法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「届出事件発生の日」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第 号）第三条中戸籍法第五十二条第一項の改正規定の施行の日」とする。  
5 附則第一項ただし書に掲げる各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由  
妻の地位の實質的向上を図るため、離婚復氏の制度、婚姻事件に関する訴えの裁判管轄及び届出子出生の届出をする者について改善を加えるとともに、国民のプライバシー保護の観点から戸籍公開の制度を改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案  
最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律  
最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。  
第十四条第二項中「×の記号」を「×又は○の記号」に改める。  
第十五条第一項中「何等の記載をしない」を「自ら○の記号を記載して」に改める。  
第十六条の見出しを「（政令で定める記号による投票）」に改め、同条第一項を次のように改める。  
一人のための政令で定める記号による審査の投票を行う場合においては、第十四条第一項及

び第二項並びに前条の規定を準用する。この場合において、第十四条第一項中「印刷しなければならぬ」とあるのは「点字で記載しなければならぬ」と、同条第二項中「×又は○の記号を記載する欄」とあるのは「罷免を可とする記載をする欄及び罷免を可としない記載をする欄」と、前条第一項中「記載欄に自ら×の記号」とあるのは「罷免を可とする記載をする欄に自ら政令で定める記号」と、「記載欄に自ら○の記号」とあるのは「罷免を可としない記載をする欄に自ら政令で定める当該記号」と、それぞれ読み替えるものとする。

第二十二條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号及び第三号中「×の記号」を「×又は○の記号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ×又は○の記号の記載のないもの

第二十二條第二項前段中「前項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「その記載」を「その該当する欄の当該裁判官に係る部分」に改め、同項後段中「×の記号」を「×又は○の記号」に改める。

第三十二條ただし書中「但し」を「ただし」に、「投票の総数」を「当該裁判官についての有効な投票の総数」に、「行なわれた」を「行われた」に、「百分の一」を「百分の十」に改める。

別記中「別記」を「別記（第十四条関係）」に改める。

別記投票用紙様式中「何も書かないこと」を「その名の上の欄に○を書くこと」に、「×を書く欄」を「×又は○を書く欄」に改める。

別記投票用紙様式備考一中「×印」を「×印又は○印」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の最高裁判所裁判官国民審査法の規定は、この法律の施行の日以後審査の期日を告示された審査から適用し、この法律の施行の日前に審査の期日を告示された審査については、なお従前の例による。

理 由

最高裁判所の裁判官の国民審査に関し、その審査の投票の方式、裁判官の罷免の要件等について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。